管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 4月 1日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会

委員長　下崎　千代子

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会規則第２号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成27年公平委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

機関	職
事務局	事務局長、部長、課長、課長代理、副参事（担当係長を兼務するものを除く。）、担当係長（庶務担当及び人事担当等）
工場	工場長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。